

## 「お試し」のつもりが定期購入に？

SNSや動画投稿サイト、検索サイト等に表示される「お試し〇円」「初回無料」という広告を見て、化粧品やサプリメントなどを申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だったという相談が寄せられています。

### 「1回だけ」「いつでも解約できる」はずが

▽スマホのアプリに「お試し500円」と美白パックの広告が表示され、販売サイトにアクセスした。数日後、頼んでいないのに同じ商品が2個届いた。販売業者にメールをすると「あなたの注文したコースでは、お試し品を含め全部で4回、総額2万5千円を払った後でないと解約はできない」という返信がきた

▽動画広告で「タップするだけでクレジットカードにポイントが付き、化粧品は無償提供」とあったのでタップした。ところが、実際には定期購入になっていた。初回代金は支払ったが、2回目以降は不要なので解約のための電話窓口に何度かけてもつながらず、メールをしても返信がない

### 安く買えるはずが一販売サイトに落とし穴？

定期購入の販売サイトでは、低価格であることが強調されている一方で、契約条件や解約方法などの表示は小さいことが多く、注意深く読まないで契約内容を認識しづらくなっています。また、申し込みの最終確認画面に購入回数や支払総額などが表示されておらず、定期購入であるという認識がないまま申し込んでしまうケースがみられます。

定期購入だと分かって申し込んだ場合でも「いつでも解約可能」と書いてあったのに電話がつながらない、解約方法が電話やメッセージアプリに限定されており解約手続きがうまくできない、といったトラブルが起きています。

### トラブルにあわないために

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に、定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくらか、解約・返品の方法と条件をよく確認しましょう。

また、販売サイトや申し込みの最終確認画面をスクリーンショットに撮るなどし、契約内容を記録しておきましょう。業者に連絡した記録も残しておきましょう。

何か困ったことがありましたら、消費生活相談室までご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

**小金井市消費生活相談室**

**☎042-384-4999 (直通)**